

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 子どもの幸せへ、子育ちがつながる社会をつくります

1. 子どもが豊かに育つ教育・保育の推進

(1) 就学前教育・保育の充実

現状と課題

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況の違いにかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援を総合的に提供していくことが求められており、市内の保育所・幼稚園では、これまでにさまざまな人やものとのふれあい等、遊びを通した質の高い教育・保育実践が行われ、特色ある園づくりに取り組んでいます。

本市の就学前施設の状況として、認可保育所（園）の定員超過が続き、待機児童も毎年一定数存在している中で、保育需要に対する供給体制の確保が喫緊の課題となっています。また、幼稚園での在園児数が減少傾向にあり、園内での子ども同士のふれあいやかわり等、多様な交流機会の設定が必要です。

そのため、就学前児童に対する教育・保育についての共通理解が図られるよう、幼稚園と保育所の児童や職員間の交流を図っており、今後ともそれら活動を通して、子どもの多様な交流活動の促進や、保育士や幼稚園教諭の資質の維持・向上及び確保が必要です。

今後の方向性

①就学前教育・保育施設の整備を進めます

- ◆新たな保育所・認定こども園・地域型保育事業等の整備や既存の保育施設の増設、改修等を進め、保育需要に対する供給体制の拡充と保育環境の改善に努めます。
- ◆既存の保育所・幼稚園の意向に応え幼保連携型認定こども園等への円滑な移行をサポートし、教育・保育の一体的な提供を図ります。
- ◆幼稚園・保育所等の就学前施設の情報公開の促進、支援を進め、利用者のニーズに応じた施設利用につなげます。

②就学前施設での多様な交流活動を充実します

- ◆幼稚園と保育所の交流活動を促進させ、多くの子ども同士がふれあえる機会を充実します。

③就学前教育・保育の質の維持・向上に努めます

- ◆幼稚園教諭・保育士の専門性を高める人材育成研修の充実や、実践研究に基づく教育課程や保育の改善に向けた取組みを促進します。
- ◆幼稚園教諭と保育士の合同研修会や交流機会等、子どもの育ちや子育て家庭の状況等について課題を把握し、今後の取組み方針等を共有できる場や機会の拡充に努めます。
- ◆就学前教育・保育にかかる人材の確保・育成・質の向上を図ります。
- ◆幼稚園・保育所等の就学前施設における、定期的な自己点検・評価や第三者評価等の実施を促進します。

(2) 保幼小連携の強化

現状と課題

子どもの発達や学びは連続性をもって進めていくことが求められ、特に小学校入学による生活・学習環境の変化が、子どもや保護者にとって段差を感じることなく、円滑につないでいくように支援することが大切です。ニーズ調査結果では、子育てについての悩みについて、就学前児童と小学生児童ともに「子どもの教育に関するこころ」が最も高くなっていることから、幼保連携による就学前教育・保育の充実を図り、小学校入学に対する子どもや保護者の不安解消や小1プロブレムを未然に防ぐことが必要です。

本市では、就学前教育・保育から小・中学校教育への円滑な移行ができるよう、保・幼・小・中学校生徒指導研究協議会や保育所・幼稚園・小学校連絡協議会を開催し、就学前から義務教育までの教育・保育内容の共有を図っています。また、小学校入学前に保護者対象の入学説明会や幼稚園・保育所の児童対象の体験入学、給食交流会等を実施しています。保育所と小学校との交流機会が少ないことから、今後はそれら機会の一層の充実が必要です。

今後の方向性

①保育士・教職員同士の情報交換、地域も含めた連携強化に努めます

- ◆保・幼・小・中学校生徒指導研究協議会や保育所・幼稚園・小学校連絡協議会を通して、保育所・幼稚園・小学校・中学校がそれぞれの教育・保育実践の課題の共有や今後のあり方の検討等を行い、保・幼・小・中の連携強化や保育士・教職員の資質の維持・向上につなげるとともに、家庭、学校、地域が一層連携することで、子どもの安全・安心につなげます。
- ◆子どもの小・中学校入学前後には、保育士・教職員同士がそれら子どもたちの心身の状態についての情報共有を図り、支援が必要な子どもの状況把握及び適切な対応や、子どもがこれまで経験してきたことを活かしていける生活・学習環境づくりに努めます。

②子ども同士の豊かなふれあい機会を充実します

- ◆保幼小が連携し、自身の園や学校以外の子どもとふれあうことができる機会づくりに努め、子どもの世代間交流や地域の多様な人々との交流機会の拡充やそれら交流を積み重ねることで、他者を思いやる心の育成や人権感覚を養う機会づくりにつなげます。

③子どもが就学をイメージできる機会を充実します

- ◆小学校体験入学や給食交流を通して、子どもが就学へのイメージをもて、意識を高められるようにします。
- ◆保護者対象の入学説明会を実施し、子どもの就学に対する保護者の不安解消につなげます。

(3) 生きる力を育む学校教育の推進

現状と課題

学校教育は、豊かな心や知識を育み、自立して生きていくための基盤を築く場となります。また、学校・家庭・地域が協働しながら子どもの豊かな育ちを支援していくことが求められます。ニーズ調査結果でも、子育てに関する悩みについて、就学前児童と小学生児童とともに「子どもの教育に関するこころ」が最も高くなっています。子どもをもつ保護者にとって、子どもが豊かな教育を受けられることは最も強く願うことの一つです。

一方、子どもたちの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を越えて連鎖することのないよう、教育の機会均等を図ることが求められています。

本市では、新学習指導要領に基づき、生きる力を育成するため、教科指導方法の工夫、改善、授業力向上に取り組んでいます。また、夢や志を育む取組みや郷土を誇りに思う心を育む取組み、道徳教育、コミュニケーション力の育成に取り組んでいます。

また、子どもの相談支援体制の充実として、子育て支援課内に児童相談員を配置し、学校以外でもいつでも相談できる体制づくりを行っています。今後は、子どもの相談内容の多様化や複雑化に対応するため、相談員のさらなるスキルアップが必要です。

今後の方向性

①生きる力の育成に向けた教育内容の充実や多様な体験活動を進めます

- ◆新学習指導要領に基づき、教育課程の実践や工夫改善に努め、指導と評価の一体化を図るとともに、体験活動を充実し、子どもたちの主体的な学びを進めます。
- ◆地域社会とのふれあいやさまざまな体験活動を通して、子どもの多様な学習機会の充実に努めます。

②開かれた学校づくりを推進します

- ◆家庭や地域と協働した教育環境づくりに向けて、学校教育内容等の情報発信を行うとともに、保護者や地域住民等の意向を把握・反映した学校運営を推進します。

③教育施設の整備を進めます

- ◆「藤井寺市立学校施設等整備実行計画」に基づき、計画的に学校施設の改修工事を実施し、良好な教育環境の維持及び安全対策を進めます。

④児童相談員の育成と資質向上をめざします

- ◆大阪府等が実施する研修機会への積極的な参加等により、児童相談員の育成やスキルアップをめざします。

⑤子どもの貧困対策を推進します

- ◆すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していく社会の実現をめざし、学校をプラットフォームと位置づけた教育の推進を図るべく、スクールソーシャルワーカーの配置等、教育支援を推進します。

2. 次代を担う青少年の育成と社会参加活動の促進

(1) 次代の親を育むための支援

現状と課題

少子化や地域とのつながりの希薄化が進む中で、若い世代が乳幼児と接する機会が少なくなっています。市内の小学校・中学校では、各教科活動を通じて命の大切さや家庭での基本的な生活について学習しています。また、乳幼児とふれあう機会として、小学校では幼稚園交流、中学校では保育実習や職場体験を実施しています。

これら乳幼児とふれあえる機会は、命の大切さや子育てのイメージを伝えることにつながり、今後とも地域や学校等で子どもについて考える機会や乳幼児や保護者との交流機会の充実が必要です。

今後の方向性

①次代の親育成を推進します

- ◆小・中学生と乳幼児との交流や、妊娠、出産、育児等について当事者とふれあいながら学ぶ機会をさらに充実します。
- ◆引き続き学校等と連携し、子どもが命や子育ての大切さについて、理解を深める取組みを進めます。

(2) 青少年が健全に育つ環境づくり

現状と課題

青少年の健やかな成長に向けては、地域ぐるみで見守り活動や非行の未然防止を進めいくことが求められます。ニーズ調査結果でも、地域で子どもが健やかに育まれるようにするために力を入れることとして、就学前児童と小学生児童ともに「地域内での子どもの安全を確保するための活動をする」が最も高くなっています。地域と協力した見守り活動やその体制づくりが必要です。

そのため、市では、青少年の健やかな育成に地域ぐるみで取り組むために、青少年健全育成藤井寺市民会議を設置し、街頭啓発活動や青少年健全育成推進市民大会を実施しています。

今後は、青少年健全育成藤井寺市民会議への参加団体の拡充や、より地域に密着した取組みの実施が必要です。

今後の方向性

①子どもを取り巻く有害環境対策を推進します

- ◆家庭や地域に対して、子どもにかかる有害環境の情報発信や相談支援を行います。
- ◆PTAや地域団体と連携し、有害環境対策への取組み強化を図ります。また、時代の変化に応じて発生する新たな有害環境に対する情報把握と対策についても適宜進めています。

②子どもの郷土愛を醸成します

- ◆青少年健全育成藤井寺市民会議を通して、引き続き子どもが地域に愛着を感じられるような学習機会を設けます。

(3) キャリア教育の推進

現状と課題

近年、全国的にニート状態の若者が増加しており、子どもの頃から将来の目標やイメージをもてるようキャリア教育の推進が求められており、市内各学校ではキャリア教育の全体計画を作成しキャリア教育実践の研究に取り組んでいます。また、ボランティアの楽しさや思いやりの気持ちを育むことを目的に小学校4～6年生を対象にボランティア体験を実施しています。その他、ふくしまつりを通して、それら地域のボランティア・福祉団体・各種福祉施設を知ってもらう機会づくりに努めています。

今後は、それら取組みの充実を図り、中学校区、市全体でキャリア教育を進めていくことが必要です。

今後の方向性

①中学校区ごとのキャリア教育を推進します

- ◆引き続き、学校等と連携しながらキャリア教育の研修と協議を進め、中学校区ごとの全体計画に基づく実践につなげます。

②キャリア教育資源の発掘・拡大を図ります

- ◆子育てを終えた方や高齢者等の知識や経験を活かしながら、行政をはじめとする関係機関や地域との連携を強化し、活動機会の拡大に努めます。
- ◆その他、キャリア教育に資する地域、職域等の社会資源の発掘・開拓を支援し、子どもの多様な学びや体験の場の充実に努めます。

3. 地域における子どもの居場所づくり

(1) 体験・交流活動の充実

現状と課題

子どもの健やかな成長に向けては、子ども同士のふれあいや地域の多様な経験をもった方々との交流、地域資源の有効活用等、地域社会全体で豊かな育ちや学びの場・機会を提供していくことが求められます。本市では、各小・中学校における地域教育推進連絡会等が中心となり、子ども同士、子どもと地域、親同士の交流の場として土曜日の校庭開放、各種フェスティバル等を実施しています。また、中学生の保育所・幼稚園での保育体験学習や、保育所・幼稚園、小・中学校の行事等を通じた異年齢の子どもとの交流・ふれあいを積極的に行っています。

地域においては、老人クラブ連合会主催のシルバーフェスティバルを通して、保育所児童と高齢者の世代間交流の促進や、保育所主催の夏祭りや地域の行事等を通じて、子ども同士や地域の人々との異年齢、世代間交流を行っています。また、山添村との交流事業の一環として、スポーツを通じた子ども同士の交流機会の充実に努めています。

今後も、核家族化や地域とのつながりの希薄化が進む中で、子どもの健やかな成長に向けて関係機関・団体や地域住民との連携を強化し、地域の人との異年齢、世代間交流をさらに促進することが必要です。また、それら多様な体験・交流活動を担う・支援する人材の確保・育成が必要です。

一方、図書館では、児童書や視聴覚資料の貸出を行うほか、親子対象の読み聞かせや子育て支援グループ等に出向いて読み聞かせを行っています。また、夏休み等の長期休暇においては、「子ども向けの特別行事」を行っています。一般市民を対象とした「ストーリーテリング入門講座」や親子で参加してもらえる「絵本の講座」も実施しています。子どもが読書習慣を身につけるためには、乳幼児期から本にふれあい、親しむことが大切であり、家庭での読み聞かせをはじめ、子どもの発達段階に応じた読書環境づくりが必要です。

放課後等における子どもの居場所づくりとして、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型（※）を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の充実及びそれらの連携が求められています。

その中で、本市ではすべての小学校で放課後児童会及び放課後子ども教室を実施しており、多くの学校では、放課後児童会の入会児童が放課後子ども教室のプログラムに参加できる体制をとっています。しかし、一部の小学校では放課後子ども教室の対象学年が高学年となっています。今後は、すべての小学校において連携した取組みを行えるような体制整備を行い、多様な活動・学習機会の充実に努めることが必要です。

※放課後児童クラブと放課後子ども教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通のプログラムに参加できること。

今後の方針

①多様な交流・体験活動、社会参加の機会を充実させます

- ◆地域における交流活動のより一層の充実を図るため、保育所・幼稚園や学校、地域の行事等、さまざまな体験活動の機会を拡充させ、子どもの健やかな成長への支援と地域における子どもの居場所づくり、地域への愛着の醸成につなげます。
- ◆学校や市社会福祉協議会等が連携しながら、学校教育や社会教育等のさまざまな場面でのボランティア体験の機会を拡充します。
- ◆生涯学習センターでは、きらめき学級やワクワク体験大学校、子ども料理教室等、校区や学年を越えて交流し、学ぶ機会の提供を継続して進めます。
- ◆市外の子どもたちとの魅力ある交流事業の実施に向けた協議を進めます。

②中学校区における小・中連携を進めます

- ◆中学校区での合同教職員研修や各学校での校内研究への相互理解を通して、各学校間が子どもの多様な交流・体験活動の情報共有を図るとともに、それら活動のさらなる活性化につながるように努めます。

③読書活動を推進します

- ◆乳幼児期からの読み聞かせの重要性の啓発、優良な図書や視聴覚資料の収集とその利活用に努めます。
- ◆図書館行事や講座、ボランティアの読み聞かせの充実を図ります。
- ◆保育所・幼稚園、小・中学校における読書活動の促進に向けて、学校等への団体貸出を行うほか、読み聞かせボランティアを派遣し「読み聞かせ」や「ブックトーク」を行います。
- ◆図書館職員が各学校図書館を訪問し、学校図書館司書との情報交換を行うことで、子どもとのより良い読書環境づくりに努めます。

④放課後子ども総合プランを推進します

- ◆すべての児童が小学校就学後に、放課後等を安全・安心に過ごし、さまざまな体験や活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室のそれぞれの充実、福祉と教育の双方の観点から児童の放課後等の対策を検討するため、庁内の児童福祉分野と教育分野の担当課、両事業の実施に係る関係者らで構成される運営協議会を設置します。
- ◆運営協議会では、放課後子ども教室の充実や放課後児童クラブの開所時間の延長等について協議し、協議した内容を公表するように努めます。
- ◆平成31年度までに放課後子ども教室開催時に放課後児童クラブの入会児童がそのプログラムに参加できることをめざします。

(2) 子どもの遊びや活動の場の整備

現状と課題

ニーズ調査結果では、充実してほしい子育て支援サービスについて、就学前児童では「親子が安心して集まれる公園などの野外の施設を整備する」が最も高くなっています。また、子育てにおける問題や課題について、「近くに公園や子どもの遊び場がない」が最も高くなっています。子どもや親子が安全に安心して遊んだり活動したりする場の充実に向けて、既存施設の有効活用や地域資源の発掘・活用が求められます。

本市では、子どもが安全に公園で遊ぶことができるよう、遊具点検を実施し、危険箇所の修繕、老朽化した遊具の撤去を行っており、今後、修繕では対応できない場合は新たな遊具の導入も視野に入れた検討が必要です。

市内の学校の体育施設においては、小・中学校の運動場及び体育館を地域のスポーツ団体に開放しており、地域における身近なスポーツ・レクリエーション活動の場の確保に努めています。また、市内の保育所では地域の乳幼児や保護者を対象に、園庭開放やわんぱく広場を実施し、遊び場・機会を提供しています。

その他、地域の活動団体への支援としては、子ども会活動の活性化に向けて、育成者や子ども会内リーダー、指導者の養成事業を実施しています。しかし、各地域の単位子ども会の減少や担い手が不足しており、単位子ども会の広域化や新たな担い手の確保に努めることが必要です。

今後の方向性

①安全で安心できる遊び場環境の整備に努めます

◆公園内における定期的な遊具の点検を行い、状況に応じて修繕・新設を進めます。

②既存施設の有効活用による遊び場の確保・拡充に努めます

◆保育所における園庭開放事業やわんぱく広場、赤ちゃん会等、地域の子どもや保護者が安心して遊べる場の提供に努めます。

◆引き続き、小・中学校の体育施設を地域のスポーツ団体に開放し、子どもが身近にスポーツ・レクリエーション活動を行える場の確保に努めます。

◆市内の公共施設の有効活用を促進し、それぞれの地域・施設特性を活かした事業・活動実施につながるように支援します。

◆子どもの遊びや活動に対するニーズの把握に努め、自主性や多様性、目的別で楽しめるような施設機能の充実や地域人材の活用を図ります。

◆多様な情報媒体の活用や、各施設で行われているイベント等においてはタイムリーな情報発信やその支援に努めます。

③地域のスポーツ活動を推進します

◆子どもが遊びの感覚でスポーツを楽しむことができるように事業の展開を図るとともに、保護者に対してもスポーツが子どもの健やかな成長につながることへの理解を促進します。

◆市内のスポーツ団体や社会教育団体、各小・中学校との連携を強化し、子どもがスポーツを楽しめる機会の充実に努めます。

④地域の活動団体への支援を充実します

◆引き続き、地域で活動するリーダー等の確保・育成を図るとともに、地域の活動団体への情報提供や相談支援等を通した活動支援を行います。また、担い手や会員が減少している団体等への運営のあり方について検討します。

基本目標Ⅱ 子どもに愛情深く、子育てが楽しくなる社会をつくります

1. 子育て不安・負担の軽減に向けた支援

(1) 地域での子育て支援サービス等の充実

現状と課題

地域子育て支援拠点事業として、ひかり保育園では地域子育て支援センター事業、神愛福祉会や大阪女子短期大学、バンビーノハウスおもちゃ箱ではつどいの広場事業を実施しており、親子が気軽に集まって交流や相談ができる場を提供しています。また、親子の交流機会や遊び場として、保育所や幼稚園においては保育室や園庭の開放を行っています。しかしながら、現在4か所にて実施している地域子育て支援拠点事業については、実施場所に地域の偏りが生じており、遠方から参加する親子にとっては不便をしいている状況があります。

生涯学習センターでは、幼児親子教室、はぐくみ学級、親子ふれあい広場等の子育てについて学ぶ機会を提供するとともに、子育てママのおしゃべりサロンではボランティアと協力しながら親子の交流や育児の悩み相談等を行っています。一方で、おしゃべりサロンや各種教室においては、男性の参加者を増やすことが課題となっています。

その他、家庭での保育や養育が一時的に困難となった場合等の子育て支援として、保育所での一時預かり事業や児童養護施設での短期入所生活援助を行うとともに、緊急時への即時対応ができる施設の確保にも努めています。ファミリー・サポート・センター事業では、子育ての援助を行いたい方と援助を受けたい方からなる会員組織にて、地域における子育てに関する相互援助活動を行っています。今後も、十分な講習の実施や援助を行いたい会員の拡充を図ることが必要です。

子育て家庭の状況によっては地域子育て支援拠点事業に参加できなかったり、情報がなかなか入手できなかったりする家庭も少なからず存在していることが考えられ、それらの方々が必要とする情報を的確に届けるとともに、さまざまな子育て家庭が気軽に参加できる交流会や勉強会にしていくことが必要です。また、保育所や幼稚園、地域子育て支援センター等で実施している子育て関連イベント等においては、実施日が重なるなどにより参加できない子育て家庭も少なからず存在していることから、各事業主体間による調整や参加形態の工夫等、より多くの子育て家庭が参加できる環境づくりが必要です。

今後の方向性

①子育て中の親子が気軽に集まる場・機会を充実させます

- ◆地域によって地域子育て支援拠点事業の利用に偏りが生じないように、民間活力を活かして新たな地域子育て支援拠点事業の拡充をめざします。また、出張広場の開設のあり方や方向性について定めていきます。
- ◆保育所・幼稚園、保健センター、生涯学習センター等で行われているさまざまな交流や学習への参加促進に向けて、効果的かつタイムリーな情報発信に努めます。
- ◆子育てに関する交流や学習の機会において、さまざまな状況にある子育て家庭が身近で気軽に参加しやすいように、各事業主体間の調整や開催条件の工夫、子育て家庭のニーズに応じたプログラム設定等に努めます。また、子どもを預かるスペース等の預かり機能について検討します。

- ◆子育て家庭の交流や学習機会への父親の積極的な参加促進に向けて、広報・チラシ等での情報発信や、開催条件やプログラムの工夫を行います。
- ◆関係機関・団体の連携や既存施設の有効活用により、地域において子育て家庭等が自由に集え、交流できる場や機会を創出するとともに、自主的な活動を促進します。

②アウトリーチ型の子育て支援を充実させます

- ◆子育て支援が必要な家庭に対して、訪問時に情報提供や相談支援を行うなどの、アウトリーチ型の支援を充実させます。

③子育てサロン・サークルへのさらなる活性化に向けて支援します

- ◆各種講座等、子育て家庭が集う場や機会を活用して、子育てサロン・サークルに関する情報発信や紹介を行います。
- ◆子育てサロン・サークルの連携強化に向けた、情報共有や相談支援に努めます。

④育児援助を充実します

- ◆一時預かり事業の拡充により、保護者がリフレッシュ等を行える環境づくりに努めます。
- ◆短期入所生活援助事業について、緊急時に受け入れられる体制の構築について、施設側とのサービス提供方策について協議を進めます。
- ◆ファミリー・サポート・センターについて、子育て家庭の多様な子育てニーズに対応できるよう周知の強化に努め、利用促進を図るとともに、市民ニーズに応じた事業のあり方や効果的な運営方法等について検討します。

(2) 子育てに関する情報提供・相談支援の充実

現状と課題

子育てをしている保護者にとって、必要な子育て関連情報がわかりやすく提供されること、また、いつでも入手できることは心強い支援となります。一方で、子育てを取り巻く環境変化に伴い、子育て家庭の抱える課題は多様化しており、家庭によって必要な情報が異なる場合があります。そのため、子どもや保護者が多様な子育ちや子育てに関する情報の中から、自らの家庭に一番ふさわしいメニューを確実かつ的確に把握でき、円滑に利用できるための支援が必要です。

本市では、子育てマップや市ホームページ等で、さまざまな関係課や機関・団体がそれぞれ所管、把握している情報をわかりやすく、効果的に情報発信し、子育て家庭と子育てサービスや地域の社会資源につなぐ支援を行っています。しかし、それら子育て支援に関する情報を入手する手段がなかつたり、わからなかつたりし、情報を入手できていない方も少なからず存在していることが考えられます。そのため、今後は子育て関連情報を能動的に入手しようとしたない家庭や、手段がなく情報を入手できていない子育て家庭に対して、行政側から積極的に情報発信、入手していただける仕組みづくりについて検討していくことが必要です。その他、情報が必要になった時に必要な情報を入手できる環境づくりも大切ですが、子育て家庭にとっては事前の心構えや準備等に向けて、前もって必要になる情報を得られる環境づ

くりも必要です。

また、相談支援として、誰もが安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりに向けては、それぞれの時期に応じたきめ細やかな相談支援を充実させることが求められます。そのため、各保育所や幼稚園、小学校をはじめ、行政各課の窓口や保健センター等の公的機関において、相互に連携をとりながら子育てに関する相談業務を行うとともに、地域の身近な相談支援先として、児童委員や主任児童委員と連携し、日常における多様な問題の相談支援を行っています。

核家族化や少子化に伴い、子育ての体験や知識を得る機会が減少し、乳幼児とふれあう機会がないまま親になる人も増加していることから、子どもの教育や子どもとの接し方等への不安や悩みに対するきめ細やかな相談対応が必要です。また、子育て家庭が抱える悩みや不安が多様化・複雑化する中で、相談員等の資質の向上を図ることが必要です。

今後の方向性

①利用者支援を含めた情報提供を充実させます

- ◆利用者の立場に立った多様な社会資源の情報提供及びそれに関連する相談支援を兼ねた利用者支援の窓口を1か所設置します。
- ◆既存の相談窓口においても、さまざまな子育て情報を発信することで、多様な場所でより多くの情報が入手できる環境づくりをめざします。

②プッシュ型の情報発信のあり方について検討します

- ◆市民が自ら、ホームページ等を介して情報を取得する“プル型”的情報提供だけではなく、メール配信等を用いて、行政側から必要な情報を必要なときに発信・提供できる“プッシュ型”的情報提供の提供体制や実施方策について検討します。

③わかりやすく、伝わりやすい情報発信に努めます

- ◆障害がある保護者や外国籍の保護者等に配慮した情報発信に努めるとともに、イラストや写真等、情報内容のイメージが伝わりやすい掲載にするなどの工夫をします。
- ◆子育て家庭が集まる多様な機会や子育て家庭への訪問事業等を通して、アウトリーチ型の情報発信に向け検討を進めます。

④早期の情報入手ができるような仕組みづくりに努めます

- ◆各種健（検）診、子育てに関する講座や学習会、交流会等の機会を活用し、妊婦や子育て家庭が今後の子育てに関する情報を入手できるようにします。

⑤相談体制の充実、機能強化を図ります

- ◆多様な情報媒体や情報発信機会を活用し、各種相談窓口の認知度の向上を図るとともに、利用者支援専門員等が子育て支援事業等の利用についての情報集約と提供を行うワンストップサービスの実施について検討を進めます。
- ◆関係機関・団体が連携し、多様な子育て課題に対応した相談支援を行うとともに、それらの情報を共有することで、相談対応の質の向上や子育てに関する情報発信の充実を図ります。
- ◆相談支援に携わる職員等の学習・交流機会を充実し、職員の資質の維持・向上をめざしま

す。

⑥身近で気軽に相談できる場を拡充します

- ◆親子が集まる場所、健（検）診や子育て講座の会場等で相談窓口等を設け、相談機会の拡充を図ります。
- ◆既存の施設を活用し、子育て相談窓口機能をもたせるなど、相談できる機会や場の拡充に向けた方策について検討します。

（3）子育て支援ネットワークづくり

現状と課題

核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化が危惧されている中で、地域のさまざまな経験をもった方々との交流やそれら人的資源を活用し、地域の教育力の向上や子育て支援につなげていく取組みが求められます。そのため、本市では、子育てサークルの育成支援や子育てマップの作成・配布等の実施により、交流支援を推進し子育てネットワークづくりに努めています。また、市社会福祉協議会では、育児ボランティア、地域活動ボランティアの育成として、子育てを終了した方や高齢者等の知識や経験を積極的に活かせるように、そのような方々の活動支援に努めています。

今後も、地域での子育て支援ネットワークづくりに向けて、それら地域で活動する子育てサロンやサークル、地域活動団体等の連携強化に努めるとともに、それら協力者や活動者の拡充を図ることが必要です。

今後の方向性

①子育てサークルの育成・支援を充実します

- ◆地域子育て支援センター等を通じて、子育てサークルの育成・支援を行うとともに、保健・福祉の行政機関や地域の方との交流を推進し、活動の活性化を図ります。

②関係機関・団体の機能強化と連携により、地域の教育力・子育て支援を充実させます

- ◆関係機関・団体において、子どもや保護者のニーズに応じた取組みや事業が進められるよう支援します。
- ◆関係機関・団体がそれぞれの活動内容・状況を把握でき、子どもの状況や今後の取組み方針について共有できる場や機会を充実させます。

③子育てを支える地域人材の発掘・育成を推進します

- ◆地域のさまざまな人材が子育て支援に参画できるように、各種講座や学習会の充実に努めます。
- ◆子どもや保護者が求めるニーズと子育ち・子育て協力者がしたいことやできることのマッチングに向けた支援を行います。

④地域での顔が見える関係づくり

- ◆子育て家庭の地域活動への参加促進を図り、子育て家庭の地域での孤立化防止に努めます。

(4) 子育て家庭への経済的な支援

現状と課題

子育て家庭の経済的負担は、少子化が進行する原因の1つとして考えられており、全国的な課題となっています。ニーズ調査結果でも、子育てについての保護者自身の悩みについて、就学前児童と小学生児童ともに「子育てにかかる出費がかさむこと」が最も高くなっています。本市においても子育てに経済的負担を感じている保護者が多いことがうかがえます。

その中で、本市では、国制度による児童手当等の支給をしています。また、保健上必要であるにもかかわらず、入院助産を受けることができない妊産婦に対しては、助産制度を実施しています。その他「子ども医療」等の各種医療費助成や小中学校就学援助事業も実施しています。

今後も、子育て家庭に対して各種事業に関する情報を広く周知し、支援を必要とする家庭に的確に助成や援助事業を提供していくことが必要です。また、市の財政状況や、国の動向を踏まえながら、制度のあり方や基準に柔軟に対応することが必要です。

今後の方向性

①経済的負担の軽減を進めます

- ◆子育てに伴う経済的負担を軽減するため、各種手当等の情報発信や相談支援を行い、支援を必要とする家庭の利用促進を図ります。
- ◆子育て家庭の医療費等における経済的負担を軽減し、併せて子どもの心身ともに健康な成長を図るため、子どもと家庭の状況に応じて、各種助成等を行います。
- ◆保育・教育に要する費用負担については、公平性に配慮しながら適正な料金体系の見直しを行います。
- ◆経済的理由により就学することが困難な児童及び生徒の保護者に対して学用品、給食費等学校で必要な経費を援助します。

2. 子どもと保護者の健康づくりの推進

(1) 母子保健サービス等の充実

現状と課題

妊娠・出産期の女性は心身の状態が不安定になりやすい傾向があり、特に初めての場合等は、妊娠婦の不安も大きいことから、妊娠・出産期の健康管理について正しい知識を身につけ、生活の中で実践していくことが大切です。ニーズ調査結果でも、子育ての悩みについて、就学前児童では「子どもの教育に関するこころ」に次いで、「食事や栄養に関するこころ」や「病気や発育発達に関するこころ」に意見が集まっており、子どもの健康管理や食事に関する意識の高さがうかがえます。

そのため、本市では、母子の心身の健康の保持、増進に向けて、母子健康手帳交付時における保健師等による面接や乳幼児健康診査、保健指導、健康相談、各種教室を実施するなど、妊娠期から乳幼児期を対象としたさまざまなサービスを提供し継続した支援を行っています。また、子どもの感染予防・発病予防・重症化予防のため、各種予防接種事業を行っており、予防接種事業では個別接種の導入等を行い、接種率の向上に努めています。各種予防接種においては、BCG及びMRⅠ期・Ⅱ期において目標接種率を達成しています。学童期予防接種の接種率に伸び悩みがみられ、保護者の予防接種に対する理解促進が必要です。

また、食育の取組みとしては、幼稚園や保育所において子どもへのクッキング保育や保護者に対する給食だより等を通じた情報提供に努めています。学校では、栄養教諭を中心となり食育に関する研究や教育カリキュラムの開発等に努めています。また、正しい食生活・食習慣の定着を図ることを目標に、保健センターにおいて健診時の食育の紙芝居、手作りおやつの提供、幼児や学童を対象にしたクッキング等を行い、家庭と連携した食育の推進を図っています。

今後は、健康診査の受診率の向上や各種教室への参加を推進し、健康に対する意識を高めることが必要です。母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査時等の機会を活用し、母子の健康保持増進を図り、支援が必要な家庭の把握と、必要に応じて関係機関への紹介や連携を行います。子育てを取り巻く環境が変化する中で、健康に関する相談内容も多岐にわたっており、関係機関と連携しながら母子保健サービスの充実や相談支援体制を強化していくことが必要です。

今後の方向性

「健やか親子21（第2次）」における課題（切れ目ない妊娠婦・乳幼児への保健対策、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策、子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり、育てにくさを感じる親に寄り添う支援、妊娠期からの児童虐待防止対策。）を踏まえ、事業の推進を図ります。

①妊娠・出産・子育てに関する知識の普及、相談・指導を充実します

- ◆妊娠及び家族が妊娠・出産期の健康管理や子育てに関して正しい知識をもつことができるよう啓発を行います。
- ◆妊娠婦が安心して快適な妊娠生活を過ごせるよう、また、妊娠中や産後における不安や悩みに対応できるよう、相談や指導の場を充実し、医療機関等と連携しながらサポートします。

②健康診査等体制を充実します

- ◆各種健康診査を継続して実施しながら、その時々に必要な内容を取り入れ、子どもの健康保持・増進、保護者の育児を支援します。
- ◆健診後のフォローが必要とされた方への健康相談、心身の経過観察健康診査や医療機関への紹介等の継続的な支援を実施します。
- ◆未受診者への受診勧奨を行い、子どもの健やかな成長を確認する機会とともに、子育て不安の軽減、支援が必要な家庭の早期発見・対応に努めます。
- ◆医療関係者等と連携しながら、健康診査時に相談支援の充実を図ります。
- ◆予防接種法の改正等による新たなワクチンの情報提供及び接種の勧奨を行い、予防接種事業の推進を図ります。

■各乳幼児健診受診率

	現状(平成25年度)	目標(平成31年度)
4か月児健康診査	98.8%	99%
1歳6か月児健康診査	95.5%	96%
2歳6か月児歯科健康診査	90.1%	91%
3歳6か月児健康診査	90.8%	94%

③食育を推進します

- ◆乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図るため、妊産婦や子育て家庭を対象に、食に関する学習機会を推進します。
- ◆保育所で実施している赤ちゃん会やわんぱく広場において離乳食の指導や食育指導を取り入れます。また、学校においては、「食に関する指導」の全体計画を作成し、学校教育全体を通して食育を進めていきます。
- ◆栄養バランスや食習慣、安全な食品の選択、地域の食文化や農産物、食料事情への理解等、食生活全般にわたる理解を深め、知識を得られるよう、家庭や保育所・幼稚園、学校、地域における啓発や教育・指導を推進します。

(2) 思春期保健対策の充実

現状と課題

思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の体や心の健康の問題が、生涯の健康に大きな影響を及ぼすことが指摘されています。性感染症等、性行動の問題、喫煙・飲酒、薬物乱用、過剰なダイエットや肥満といった健康の問題、いじめ、不登校、引きこもり等の心の問題等、思春期における問題は多様化、深刻化しています。

本市では、心と体の健やかな成長を支援するため、喫煙や薬物等に関する正しい知識の普及のための教室を開催しています。また、子どもの発達段階に応じた性教育、健康教育を計画的に実施しています。また、相談支援として、児童・生徒や保護者を対象に学校生活や家庭生活及び子育ての悩み等についての教育相談の実施、スクールソーシャルワーカーの派遣、

中学校へのスクールカウンセラーの配置、保健室の充実を図り、子どもや保護者が抱えるさまざまな悩みに対応しています。

今後とも、継続的に思春期保健に関する正しい知識の普及や情報発信に努めるとともに、健康教室等の学びの機会の充実が必要です。また、思春期保健対策を効果的に推進するためには、保健、医療、福祉、教育等思春期保健関係者の連携強化を進めていくことが必要です。

今後の方針

①思春期保健対策の強化・充実を図ります

- ◆引き続き、思春期の心と体の健康問題に対する正しい知識の普及を図ります。
- ◆子どもの発達段階に応じた性教育や健康教育を計画的に行っていきます。
- ◆思春期における子どもの心の問題について、親に対する学習の機会の提供や支援体制の充実を図ります。

②相談機能の充実を図ります

- ◆学校、地域、民間と協力した相談体制の強化を図ります。
- ◆子どもや保護者が抱える悩みに対応できるように、スクールカウンセラーや保健室のさらなる充実を図ります。

(3) 医療体制の充実

現状と課題

小児科医師の不足は全国的に深刻な問題となっています。ニーズ調査結果でも、充実してほしい子育て支援サービスについて、就学前児童と小学生児童とともに「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」に意見が集まっています。本市においても小児医療の充実は子どもをもつ保護者の切実な要望となっています。

本市では、緊急時に迅速かつ適切な医療が受けられるよう、子育てマップ等による医療情報の提供を行っています。

今後も、医師会や各関係機関との情報交換・連携を図り、常時小児救急医療が受けられる体制等を確保することが必要です。

今後の方針

①安心して生み育てられる医療体制の充実を図ります

- ◆安心して子育てができるように、救急医療体制を整え、医療機関に関する情報提供やかかりつけ医の推進を図ります。
- ◆藤井寺市医師会等や近隣市町の医療機関等との連携のもと、休日や夜間、二次医療等の医療体制の整備、充実を図ります。
- ◆子どもの緊急の病気やケガに対する家庭での対処方法について、知識の普及・教育を推進します。

3. 配慮や支援が必要な子ども・家庭への支援

(1) 児童虐待防止への取組みの強化

現状と課題

近年、子どもの生命が奪われるなど重大な事件が後を絶たず、児童虐待が大きな社会問題となっています。国では、平成12年に児童虐待防止法が施行されて以降、その法改正や児童福祉法の改正等を通じて制度的な充実が図られている一方で、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加しています。

本市では、児童虐待に対応すべく、保健、医療、福祉、教育、消防、警察、法務等関係機関と連携を深め、情報共有、早期対応を図るため「要保護児童等対策地域協議会」を組織し、市民への認識を深めるべく、児童虐待防止推進月間キャンペーン等必要な活動を継続して実施しています。併せて、児童虐待を未然に防ぐべく、広報、市ホームページ等による相談窓口の周知に努めています。

今後も、身体的虐待だけでなく、表面化しづらいネグレクト等の心理的虐待への対応が急務となっており、子育て関係機関や地域との連携のもと早期発見・対応に努めることが必要です。また、子育てに対する不安や負担を感じ、誰にも相談できずに抱え込んでしまうことから児童虐待を起こしてしまうケースや、生活環境等におけるさまざまな福祉的な課題から児童虐待につながってしまうケース等、児童虐待のケースも複雑化・多様化する中で、それらの関係機関や相談窓口の専門性の向上等の相談・対応機能の強化が必要です。

今後の方向性

①児童虐待防止に関する情報提供や啓発を充実します

- ◆市民一人ひとりが子どもの人権に対する高い意識をもち、地域と協力しながら虐待の未然防止につながるよう、情報提供や啓発を推進します。
- ◆子どもがさまざまな暴力から自分を守り、対処できるよう教育・啓発し、相談窓口の周知・情報提供を進めます。

②児童虐待防止に向けた体制を強化します

- ◆「要保護児童等対策地域協議会」において、総合的な要保護児童対策に係る施策を講じ、適切に対応できる体制の整備を進めます。
- ◆子育て中の保護者の育児不安や負担の解消に向けて、各種保育サービスや福祉制度の情報発信及び必要とする方の利用促進を図るとともに、関係機関・団体等と連携した相談支援体制の充実を図り、児童虐待の未然防止に努めます。
- ◆虐待のあった家庭に対しては、関係機関と連携しながらカウンセリングや地域で見守り等、継続的な支援活動を図ります。
- ◆子どもにかかわるすべての関係者が、児童虐待に対する主体的かつ積極的な対応がなされるよう、専門的な知識や対応について情報提供や学習機会づくりに努めます。

(2) ひとり親家庭への支援

現状と課題

本市のひとり親家庭等が増加しており、ひとり親家庭等に対しての就労支援や子育て支援の充実が求められます。

本市では、市単独制度による入学祝金、国制度による児童扶養手当等の支給をしています。また、福祉医療制度として「ひとり親家庭医療」の医療費助成を実施しています。

また、母子・父子自立支援員兼プログラム策定委員を配置し、ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供やハローワークと連携した自立支援プログラムを策定し、就労支援を行っています。その他、保育所入所における優先的配慮や放課後児童会においてひとり親家庭等のみならず申込者全員の受け入れを実施しています。

今後の相談支援事業に加え、ひとり親家庭等に対する経済的自立に向けた就労支援や生活支援等の充実等、きめ細やかな支援が必要です。

今後の方向性

①ひとり親家庭への自立支援を充実します

- ◆それぞれの家庭の状況に応じた子育て・生活支援、就労支援、子どもへのサポート等、総合的な自立支援を行います。
- ◆ひとり親家庭等に対する各種福祉制度の情報発信や相談支援を充実させます。
- ◆引き続き、ひとり親家庭等の児童の保育所入所に関して、就労等他の要件とのバランスも考慮しながら、可能な範囲で優先的な配慮を行います。
- ◆企業や事業所に対して、ひとり親家庭等の雇用に関する理解と協力を求めるなど、ひとり親家庭等の就労支援を行います。

(3) 障害のある子どもと家庭への支援

現状と課題

本市では、乳幼児健康診査、訪問指導や相談支援等の機会を通して、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の健康の保持増進に努めています。また、福祉医療制度として「障害者医療」の医療費助成を実施しています。一方、生活支援では、障害に応じた補装具や日常生活用具の交付を行っています。教育支援では、教育、福祉、医療等の各機関の連携協力体制を構築し、就学相談、支援教育を推進していますが、合意形成を図ることが難しい現状もあります。

その他、障害児の居場所づくりとして、保育所・幼稚園、小・中学校、放課後児童会では、障害のある児童を受け入れる際、保育士、介助員、指導員等の加配等を行っており、今後これら保育士等の質の維持・向上を図るとともに、保護者と連携を図ることが必要です。また、障害児・障害者ふれあい支援事業では、障害児が学校から帰宅後に多目的に利用できる施設を開設し、心身の向上や社会参加への支援を行っています。

今後も、増加する障害児の支援に対応した窓口機能の充実や関係機関・団体との連携強化を図ることが必要です。また、一貫した教育支援体制の強化を進めるため、就学・就園時の各校・各園における教育相談や、学校卒業後の進路・生活を視野に入れた特別支援教育体制を推進していくことが必要です。

今後の方針

①早期発見・早期療育を推進します

- ◆乳幼児健康診査や乳幼児訪問指導等を通じて、疾病や障害の早期発見に努めるとともに、必要に応じて支援を行います。

②インクルーシブ教育を進めます

- ◆障害者権利条約、障害者基本法及び障害者差別解消法等の理念に基づき、障害のある児童と障害のない児童が同じ場でともに学ぶ、インクルーシブ教育を進めるため、合理的配慮の考えに立ち、保育所・幼稚園、学校の教育環境の整備に努めます。
- ◆限局性学習障害（SLD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム症（ASD）等の発達障害について、幼稚園教諭、保育士等関係職員の理解を深め、障害の状態に応じて児童の可能性を最大限に伸ばすことができる適切な教育的支援に努めます。

③一人ひとりの状況に応じた支援教育等を進めます

- ◆保育所・幼稚園、学校における障害児への支援・指導について、関係機関との連携により、専門的な指導・相談を行いながら充実を図ります。また、それら教職員間の連携や障害に対する理解・認識を深めるための支援を行います。

④療育体制の充実、障害児の居場所を確保・充実します

- ◆療育機関にて、日常生活支援の実施や在宅療養等に関する相談、各種福祉サービスの情報提供等を進めます。
- ◆放課後や長期休暇において、障害児が地域で自分らしくのびのびと暮らしていくように、療育訓練や余暇活動を受けられる居場所の確保に努めます。
- ◆障害児・障害者のふれあい交流として、レクリエーション等の少人数の集団の中で、それぞれに合わせた取組みに加えて、幅広い年齢層がともに活動する機会を通して異世代間交流を図ります。
- ◆障害に対する理解の促進に向けて、地域住民等との交流機会を提供します。

⑤障害児の家庭への支援を充実します

- ◆障害児の日常生活を支援するとともに、家族の負担を軽減する障害福祉サービスについて、個々のニーズに応じた利用ができるよう努めます。

⑥障害児支援のネットワークを強化します

- ◆福祉・保健・医療・教育等の関係機関によるネットワークを使い、障害の原因となる疾病の早期発見や早期治療、適切な医療や教育支援等を進めます。

基本目標Ⅲ 子どもを大切に、子育ちと子育てが支えられる社会をつくります

1. 子どもや子育てに対する理解の促進

(1) 子どもの人権尊重、地域で子どもを育てる意識づくり

現状と課題

平成元年に国連において「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択され、子どもは特別な保護を受けるだけでなく、自らが権利行使する主体として位置づけられ、国際的に子どもの人権を擁護する取組みが進められています。国内においても、「児童福祉法」や「児童憲章」が制定され、次世代の社会の担い手であるすべての児童の幸福を図ることを理念にして関係諸施策が実施されてきました。近年、核家族化の進展や家族形態の多様化等が子どもや子育て世代を取り巻く環境に大きな影響を与え、さまざまな課題を生み出しており、中でも、子どもの人権にかかわる乳幼児期からの虐待や学校におけるいじめ等の問題に対しては、市民や地域と協働して防止に向けた取組みの推進が求められています。

本市では、人権が尊重される豊かな社会をめざし、市民に人権尊重の意識が醸成されることを目的として、さまざまな機会を通じ、人権啓発事業を展開しています。また、事業の実施にあたっては、市内の人権啓発団体（藤井寺市人権のまちづくり協会）や人権擁護委員と協働し、人権を考える市民の集いや男女共同参画フォーラム、平和展等のイベントの開催のほか、人権啓発冊子の配布や広報への掲載、小学生向けに、いじめをなくすことを目的とした人権教室を開催しています。いじめや虐待の防止に向けた取組みはもちろんのこと、子育て全般において「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に沿った取組みが基本となるますが、社会全体で未だ浸透していないのが現状です。

相談支援としては、表面化しづらい子どもの人権問題を把握・解決するために府内の各種相談窓口、大阪府や関係機関・団体との連携を図りながら相談体制の充実に努めていますが、いじめや虐待等の悩みをもつ子どもや親が適切な相談機関を利用できていない、知らない場合もあることがあります。

今後も、子どもの権利擁護意識の徹底が、育児や教育だけでなく、生活全般に与える影響の大きさについて啓発し、理解を深めていく取組みをより積極的に展開していくことが必要です。

今後の方向性

①子どもの人権に関する情報提供や啓発を進めます

- ◆さまざまな人権啓発活動の機会を活用し、子どもの権利条約の理念を啓発することや、いじめや虐待が起った時にも、この理念が活かされるように働きかけを行います。
- ◆児童委員、主任児童委員、人権擁護委員等、関係者との連携のもと、子育て講演会や各種相談活動を通して、子どもの人権についての意識向上に向けた啓発活動を行います。
- ◆各関係機関の連携のもと、学校教育や社会教育の中で人権に関する学習活動を通して、命の大切さについての啓発を推進します。

②人権に関する相談支援体制を充実します

- ◆子どもの人権に関する各種相談機関について周知を図るとともに、庁内の各種相談窓口が連携して円滑な支援が行えるよう、人権相談ネットワーク会議の活性化をめざします。
- ◆関係機関との連携を図るため、「要保護児童等対策地域協議会」により、地域における相談体制の強化を図ります。
- ◆いじめ・不登校問題に対して、教職員の生徒指導に関する研修の充実やスクールカウンセラーとの連携により、問題行動等の早期発見・早期支援に努めます。
- ◆インターネットや携帯電話、スマートフォンの利用が急速に普及する中、ネット上等、保護者や教職員が気づかないところで誹謗中傷を受けるいじめ等を防止するため、情報モラルや利用マナーの普及・啓発を図るとともに、事象が発生した場合には関係機関・団体と連携した相談支援を進めます。

③地域の子育て支援の充実を図ります

- ◆子育ての不安解消や児童虐待の防止に向けて、子育てサークルの拡充や児童委員を中心とした子育て支援活動の充実に努めるとともに、保健・医療・福祉、教育等の関係機関・団体と連携を図ることにより、地域における子育て支援のネットワークを構築します。
- ◆地域子育て支援拠点事業では、子育ての不安や悩みをもつ保護者の相談や情報提供の充実を図ります。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

保護者の勤務形態の多様化や共働き家庭の増加に伴い、保護者の子育てニーズも多様化しています。子育てと仕事の両立においては、家庭内で固定的な性別役割分担や仕事優先の考え方などらわれず、父親と母親がともに子育てを楽しみ、支えあい、家事・育児分担をしながら生活していくことが望されます。ニーズ調査結果では、保護者の育児休業の取得状況について、就学前児童において「育休制度を取らずに離職した」と回答した母親が少なからず存在しています。また、それらの方々の取得していない理由として「子育てや家事に専念するため」以外では、「職場に育児休業の制度がなかった」や「仕事に戻るのが難しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」に意見が集まっており、企業や事業所に対するワーク・ライフ・バランスの普及・啓発も求められます。

本市では、仕事と生活の調和を個人のライフステージに応じて実現することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を男女共同参画の視点から啓発しています。広報への掲載や啓発リーフレットの発行、フォーラムの開催のほか、講座やワークショップ等を通じた学習機会を設けています。教育現場においては、固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女平等意識を培うため、家庭・学校における男女平等教育を推進しています。

一方、女性の再就職に対する支援として、関係機関の紹介やパンフレット・チラシによる情報提供を行っていますが、育児による時間の制限等もあり、希望する就労に結びついていないケースが多くなっており、女性への支援だけでなく、家族や企業・事業所に向けた意識啓発を行うことが必要です。

今後も、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、それらさまざまな学習機会の提供や情報発信を継続して実施することで、家庭や社会全体に意識づけていくことが必要です。

今後の方向性

①多様な保育サービス、子育て支援を充実します

- ◆既存の就学前施設の活用や地域型保育事業及び一時預かり事業の拡充等、保育ニーズに対する供給体制を充実します。
- ◆育児休業取得後に円滑に保育サービス等を利用できるように、新たな保育所整備や定員の弾力化等を行います。

②仕事と子育ての両立に向けた啓発活動や学習機会を充実します

- ◆男女共同参画に関するフォーラムや講座の開催等を通して、引き続きワーク・ライフ・バランスについて学習できる場を設けます。
- ◆家庭で配偶者・パートナーがともに仕事と育児について、話しあい・考えられる機会づくりに努めます。
- ◆新婚や出産期を迎える家庭に対して、出産前からの子育てと仕事について考えられるよう情報発信や学習の場の提供に努めます。

③父親の育児参加を進めます

- ◆子育て講座の開催においては、子育ての楽しさを感じられるようなプログラムの工夫や、父親同士が交流できる機会を充実させます。
- ◆父親が育児に関する知識や仕方を学べる機会の充実を図ります。

④企業・事業所等へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めます

- ◆企業・事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスや子育て支援に関する情報提供やセミナーの開催等を行い、職場環境の改善について広く周知を行います。
- ◆広報、市ホームページ等を通して、法制度の広報や意識啓発を継続するとともに、各種労働関係機関や経済団体との情報共有を深め、社会全体への啓発活動に努めます。

⑤女性の再就職等の就労支援を充実します

- ◆広報や市ホームページ等を通して、市で実施している就労相談を広く周知するとともに、ハローワーク等の就労支援機関との連携による支援事業の充実に努めます。

⑥府内における男女共同参画の推進体制を構築します

- ◆府内での男女共同参画意識の向上や、各審議会への女性委員登用等について働きかけを行います。

2. 子育ち・子育てにやさしいまちづくり

(1) 防犯・防災対策、交通安全対策の推進

現状と課題

子どもを犯罪や事故、災害から守り、子どもや子育て家庭にとって安全・安心して生活できるまちづくりに向けては、事前の予防対策や関係機関・団体、地域住民等と連携した取組みを進めていくことが大切です。

本市では、子どもの防犯対策として、青色防犯パトロール車やスクールガードリーダーによる巡回活動、「こども 110 番の家」運動、小学校 1 年生を対象とした暴力防止教室（キャップ教室）、新 1 年生への防犯ブザー配付等を実施しています。また、青少年指導員を中心に各種団体、学校、警察、少年サポートセンターと連携し、定期的に各中学校区の非行防止パトロールの実施や夏休みの夜間パトロールを実施しています。今後も、地域の防犯体制の強化に向けて、市民や地域の活動団体、学校、警察、少年サポートセンター等との連携を強化し、より効果的な活動を模索することが必要です。また、それら連携体制により、緊急時の正確な情報提供や迅速な対応につなげていく必要があります。

防災対策としては、就学前施設や学校施設、公共施設等で耐震化や浸水対策を進めるとともに、大雨や台風の警戒等を行っています。また、市内の中学生に対し、実践的な防災体験学習として「ジュニア防災リーダー育成事業」を実施し、防災知識や技術を習得することで災害対応能力を身につけるとともに、次代の防災リーダーとして育む機会づくりに努めています。東日本大震災の教訓や今後新たな大地震の発生が予測されている中で、今後とも子どもに対する防災教育・学習機会を充実させが必要です。また、そのためにも地域の防災意識の向上や学校や地域と協力した取組みを充実させていく必要があります。さらに、災害時における避難支援体制について検討していく必要があります。

交通安全対策としては、小学校区の通学路においてグリーンベルトの設置や道路反射鏡等の交通安全施設や路面標識の整備、放置自転車の撤去や啓発等を行っています。また、子どもに対する交通安全意識の向上として、市内の保育所・幼稚園、小・中学校において警察主催の交通安全教室を実施しています。全国における通学路の事故を踏まえ、安全な道路交通環境の整備とともに、引き続き交通安全規範・行動の市民への啓発や子どもに対する教育・学習活動の充実が必要です。

今後の方向性

①地域と協力した防犯体制を強化します

- ◆ 地域パトロールや危険箇所の点検、防犯意識の向上等の取組みへの支援を充実し、市民との協働による安全・安心な生活環境づくりを進めます。
- ◆ 「こども 110 番の家」運動、青色防犯パトロール活動、スクールガードリーダー等、地域での見守り活動の活性化や担い手の拡充に努めます。

②地域での防災活動の推進や避難支援を充実させます

- ◆ホームページやハザードマップ等により市民への防災情報の周知徹底を図ります。
- ◆自主防災組織への支援を行い、地域の防災意識の向上や防災活動の活性化につなげます。

③子ども等への防犯・防災教育を推進します

- ◆警察や関係機関と協力しながら、家庭や学校等において子どもに対する防犯等の安全教育を推進します。
- ◆ジュニア防災リーダーを活用した学校防災教育や避難訓練を推進します。

④子ども等の交通安全対策を充実します

- ◆交通安全教室等を通じて、子どもの交通安全意識を高めるとともに、家庭や地域における主体的・積極的な交通安全の取組みを支援します。
- ◆保育所や幼稚園、学校における安全に対する教職員の意識高揚を図り、警察等と協力しながら安全対策の強化を図ります。
- ◆保護者が子どもに交通ルールを繰り返し教えることで、子どもの規範意識が醸成されいくことから、継続して交通安全の啓発に努めます。
- ◆交通安全施設の整備に向けて、危険箇所の把握やパトロールによる点検等により、交通安全の確保に努めます。
- ◆学校や警察と連携し、通学路の点検による危険箇所の把握や、改善が必要な箇所の対応に努めます。

(2) 子育てバリアフリーの推進

現状と課題

子育て家庭が移動しやすいまちづくりに向けて、駅周辺の重点地区の整備や住居地区的バリアフリー化等を行っています。また、市役所庁舎駐車場において、妊娠婦等の移動に配慮を必要とする方々が利用できる「ゆずりあい駐車区画」を設けています。今後も、妊娠期や子連れでも安全に安心して外出できるよう、公共機関のバリアフリーの推進や授乳室等の子育て機能の充実を図る一方、子どもだけでも安全・安心に過ごすことのできるよう、遊び場の整備や安全な歩行空間を整備するなど、妊娠期から子どもの成長までを見通した環境づくりが求められます。

本市では、居住環境について、市営住宅の良好な住環境を保持するため、適切な維持管理を行っています。また、民間住宅では、良質な住宅の建設を誘導するため、藤井寺市開発指導要綱に基づき適切な指導を行っています。その他、快適な生活環境を確保するため、敷地面積 500 m²以上の開発者には緑化スペースを確保するよう誘導し、良好な景観形成に取り組んでいます。引き続き、子育て家庭が快適に過ごせる生活環境づくりに向けて、公共・民間における良質な住宅の供給や都市緑化をはじめとする良好な景観形成が必要です。

今後の方針

①福祉のまちづくりを進めます

◆大阪府「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設等のバリアフリー化を促進するとともに、公共施設の整備に関して、事業者への指導・検査によるバリアフリーを推進します。

②安全・快適な歩行空間の整備を進めます

◆子ども、車いす・ベビーカー等使用者が、安全・快適に歩行できるよう、市街地整備や道路整備に併せて、歩車分離、幅員の確保、段差解消等、必要な歩行空間の市道整備を推進するとともに、国・府道についても関係機関に働きかけます。

③子育て家庭に配慮した居住空間の整備を進めます

◆多様な家族構成や子ども、高齢者、障害者に配慮した安全・安心な公営住宅の誘導に努めます。市営住宅については、良好な住環境を保持するための適正な維持管理に努めます。

◆住宅金融支援機構等の公的融資制度を活用した、良質な民間住宅の建設を誘導します。今後、さらに低・未利用地の活用において、良質な民間住宅の建設の誘導に努めます。

◆快適な生活環境を確保するために、地域固有の自然や歴史、文化遺産を活かしながら都市緑化を効果的に進め、花と緑が調和した良好な景観の形成を図ります。引き続き、開発者には緑化スペースを確保するよう誘導します。